

第 3 環 境 保 全

第3 環境保全

1 総合的施策

(1) 京都市環境基本条例（平成9年3月公布）

新しい時代に対応した環境政策，つまり社会経済システムのあり方の検討も含めて環境そのものを総合的にとらえ，望ましい都市像の創出に向けたあらゆる対策を行うことを目的に，環境の保全に関する基本理念や市・事業者・市民及び滞在者それぞれの役割を明らかにするなど，環境の保全に関する基本的な事項を定めた条例である。

＜基本理念＞

- ・健全で恵み豊かな環境を大切に継承する
- ・環境への負担を抑え，持続的に発展する都市をめざす
- ・京都市にかかわる全員の参加と協力
- ・京都の環境の特質を生かす
- ・地球環境の保全の推進

(2) 京（みやこ）の環境共生推進計画（平成18年8月策定）

「新京都市環境管理計画（平成8年3月。以下「旧計画」という。）の策定以降の10年間で，本市を取り巻く環境は変化してきており，国における「地球温暖化対策の推進に関する法律」（平成10年10月）や「循環型社会形成推進基本法」（平成12年6月）など各種の法整備や二酸化炭素排出量増加など拡大・複雑化する環境問題に対応するため，旧計画に代わる，新たな計画を策定する必要が生じた。

このため，平成18年7月の京都市環境審議会答申等に基づき，同年8月に，本市が目指す環境像を『環境への負荷の少ない持続可能なまち「環境共生型都市・京都」』として掲げた，新たな本市環境行政のマスタープランである「京（みやこ）の環境共生推進計画」を策定した。

ア 主な策定方針

a 重点プロジェクトの設定

環境行政の推進において，集中的かつ短期的に解決すべき課題である以下3項目を重点プロジェクトとして設定した。

- ・家庭，事務所における二酸化炭素排出量の削減
- ・自動車に過度に依存しないまちづくりの推進
- ・発生抑制・再使用を重視したごみ減量化の推進

b 旧計画策定以降の国の各種法整備や京都市における条例・計画の策定等への対応

「循環型社会形成推進基本法」，「ダイオキシン類対策特別措置法」など新たな法整備や，「京都議定書」の発効などを受け，廃棄物の発生抑制や再使用の推進，地球温暖化対策の推進など，今日的な環境課題に対応できる内容とした。

c 指標を用いた適切な計画の進行管理システムの構築

計画の適切な進行管理を行うため，環境指標を設定するとともに，二酸化炭素排出量や緑被率など本市独自に設定が可能なものについて数値目標を示した。

イ 計画の目的・位置づけ

a 計画の位置づけ

「京都市環境基本条例」（平成 9 年 3 月）第 9 条の規定に基づく環境基本計画

b 計画期間

平成 18 年度から 27 年度に至る 10 年間

c 計画対象

＜対象とする地域＞

京都市全域とするが、京都の環境は行政区域の内部で独立しているものではなく、近隣地域や地球規模の環境と相互に密接に関連していることに配慮し、国や府、近隣市町村との連携及び協調により推進する。

＜対象とする環境の分野＞

公害による環境汚染等の防止に止まらず、良好な自然環境から、歴史的文化環境や本市固有の都市景観の保全、地球環境の保全までを含む。

(3) 京都市環境審議会（平成 6 年 8 月設置）

市長の諮問機関として、京都市環境基本条例第 34 条に基づき設置しているもので、本市の環境保全に関する基本的事項その他市長が必要と認める事項について、市長の諮問に応じ、調査及び審議するとともに、市長に対し意見を述べるものである。

委員は、学識経験者、関係行政機関、各種団体の代表等 35 人以内の委員により構成されている。（任期 2 年、委員数 30 名）

平成 19 年度までの答申件数は 21 件（前身の公害対策審議会答申 12 件を含む。）である。

(4) 京都市環境保全推進会議

今日の環境問題は、公害問題に加え、地球温暖化問題やオゾン層の破壊、酸性雨といった地球環境問題等まで広範囲に及んでいる。

このため、全庁的にこれらの問題に対応し、連絡調整機能の充実を図るとともに、総合的かつ計画的に環境保全行政を推進していくため、平成 8 年度に「京都市環境保全推進会議」を設置した。

本会議には、ダイオキシン類特別対策会議（ダイオキシン類特別対策専門部会、環境ホルモン特別対策専門部会）と 4 つの部会（環境影響評価専門部会、京の環境共生推進計画専門部会、有害化学物質対策専門部会、ポリ塩化ビフェニル廃棄物対策専門部会）を設け、環境保全の施策等について検討している。

2 環境影響評価

(1) 環境影響評価制度

環境影響評価（環境アセスメント）は、大規模な開発事業等の実施に際し、あらかじめその事業の環境への影響を調査、予測及び評価を行い、その結果を公表して、市民等の意見を聴き、その事業について適正な環境配慮を行うことにより、健全で恵み豊かな環境を保全しようとするものである。

国においては、昭和 59 年 8 月に国が関与する大規模な事業を対象とした「環境影響評価実施要綱」が定められ、本市においても対象事業の種類及び規模等について本市の特性や都市規模を考慮した独自の制度として、平成 5 年 10 月に「京都市環境影響評価要綱」を策定し、平成 6 年 4 月から実施した。

その後、地球環境問題等の新たな環境問題への対応や要綱による行政指導の限界等に対応するため、国においては平成 9 年 6 月に「環境影響評価法」を、また本市においても平成 10 年 12 月に「京都市環境影響評価等に関する条例（以下「市条例」という。）」を制定し、平成 11 年 6 月から施行している。

市条例では、法の対象としていない事業種やより小規模な事業を対象事業とするとともに、法には定められていない事前配慮や事後調査について独自の規定をおいている。

(2) 京都市計画段階環境影響評価（戦略的環境アセスメント）制度

事業の主な内容が固まる前の計画段階での本市が策定する計画を対象に幅広い観点から環境への配慮を行う制度として、京都市計画段階環境影響評価（戦略的環境アセスメント）要綱を策定し、平成 16 年 10 月から実施している。

(3) 京都市環境影響評価審査会（平成 11 年 6 月設置）

環境影響評価制度等に係る市長の諮問機関として、京都市環境影響評価等に関する条例第 39 条に基づき設置しているもので、事前配慮及び技術指針の策定及び改定並びに方法書及び準備書についての市長の意見の陳述その他市長が必要と認める事項について、市長の諮問に応じ、調査し、及び審議するとともに、当該事項について市長に対し、意見を述べるものである。

委員は、20 人以内の学識経験者により構成されている。（任期 2 年、委員数 15 名）

平成 19 年度までの答申件数は 10 件である。

3 環境保全資金融資制度

中小企業に対して、公害防止施設の設置や移転資金等について融資制度を設けている。

【平成 20 年度 環境保全資金融資制度】

区 分	融資限度額	年 利	貸付期間
設備資金	4,000 万円	1.5%	10 年
アスベスト対策資金			
フロンガス対策資金			
太陽エネルギー利用設備資金			
移転資金	5,000 万円	2.9%	10 年
低公害自動車購入資金	2,000 万円	2.0%	5 年

4 環境マネジメントシステム

(1) ISO14001

1992 年（平成 4 年）に開催された地球サミット（環境と開発に関する国連会議）を機に、事業者が環境に配慮した事業活動を行うために、自主的に環境対策に取り組むシステムが求められるようになり、ISO（国際標準化機構）は 1996 年（平成 8 年）に「環境マネジメントシステム」に関する国際規格である ISO14001 を発行した。

わが国でも ISO14001 を翻訳した JIS Q14001（1996 年発行，2004 年改訂）が発行され、企業や行政機関で認証を取得する動きが広がっている。

本市では、民間事業者の ISO14001 の認証取得及び維持を支援するため、環境マネジメントシステムのパンフレットを作成するとともに、環境関連法規の制定、改正の情報提供や相談業務を行っている。

(2) KES・環境マネジメントシステム・スタンダード

ISO14001 の認証取得が困難な中小企業等でも容易に環境保全活動に取り組めるような環境マネジメントシステム規格として、京のアジェンダ 21 フォーラムが策定した KES・環境マネジメントシステムの認証拡大に取り組んでいる。平成 13 年 4 月から京アジェンダ 21 フォーラムの KES 認証事業部で認証を行ってきたが、平成 19 年 4 月に設立された「特定非営利活動法人 KES 環境機構」において認証が行われている。これまでに市内では、ステップ 1：421 件、ステップ 2：129 件、（平成 20 年 9 月末現在）の事業所が認証を取得している。

ステップ 1：環境問題に取り組み始めた段階

ステップ 2：将来 ISO14001 の認証取得を目指す段階

また、KES を学校教育に即した内容とした KES 学校版「環境にやさしい学校」（平成 17 年度に再構築）が KES 環境機構と京都市教育委員会の協力により構築されており、平成 20 年度は、242 校が認定校となるよう取組を進めている。

(3) 市役所の率先実行

ア 本市におけるISO14001の認証取得

平成12年1月の山科区役所、青少年科学センター及び東部クリーンセンターでの認証取得をはじめとして、順次、工業技術センター（平成13年2月）、京都市役所本庁舎（消防局本部庁舎を含む、平成15年9月）及び石田水環境保全センター（平成16年2月）で認証取得をしてきた。

オフィス系部門では、平成17年9月に、市役所本庁舎にすべての区役所・支所及び上下水道局本庁舎を認証範囲に加え、改めて京都市役所オフィス系関連庁舎として統合し、更に、平成19年9月に、交通局本庁舎も範囲に加えた。

また、事業系部門では、すべての水環境保全センター（平成17年12月）、東北部クリーンセンター（平成18年3月）、子育て支援総合センターこどもみらい館（平成19年3月）、及びすべての浄水場（平成20年3月）が認証取得している。

イ 本市における環境会計の取組

環境を保全する取組の費用と効果を市民に分かりやすく説明するとともに、評価結果を今後の改善・見直しにつなげていくことをねらいとして、環境会計の取組を進めている。

平成19年度からは、京都市役所オフィス系関連庁舎を対象とした環境会計を作成し、公表している。

5 公害対策

(1) 大気汚染

ア 大気汚染の現状

a 大気汚染常時監視

一般環境大気測定局 10 局（市役所、壬生、南、伏見、山科、左京、西京、久我、北、醍醐）、自動車排出ガス測定局 6 局（南、大宮、山科、上京、西ノ京、桂）及び気象測定局 2 局（京都タワー、比叡山）で大気汚染防止法に基づき、大気汚染状況の常時監視を行い、テレメーターシステムにより衛生公害研究所で集中管理を行っている。

なお、平成 18 年度及び 19 年度における自排局南は測定局舎工事のため欠測である。

図1 二酸化硫黄(SO₂)濃度の経年変化

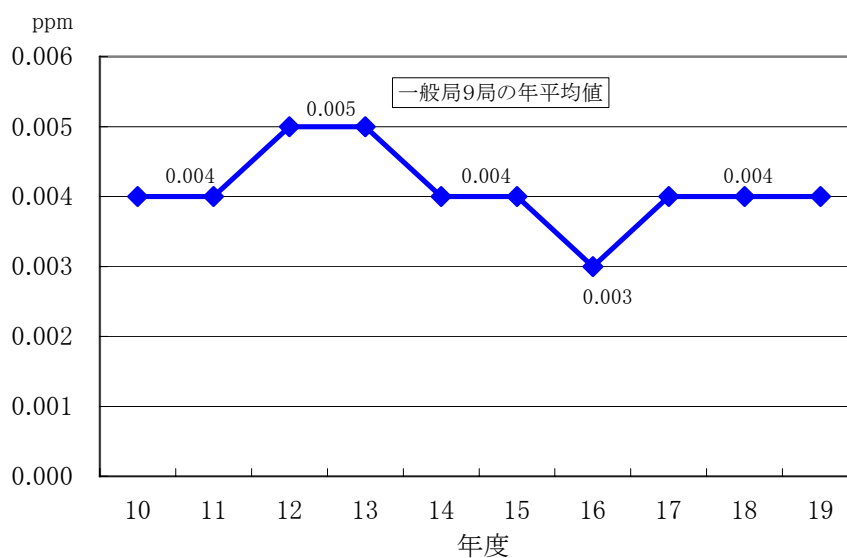


図2 二酸化窒素(NO₂)濃度の経年変化

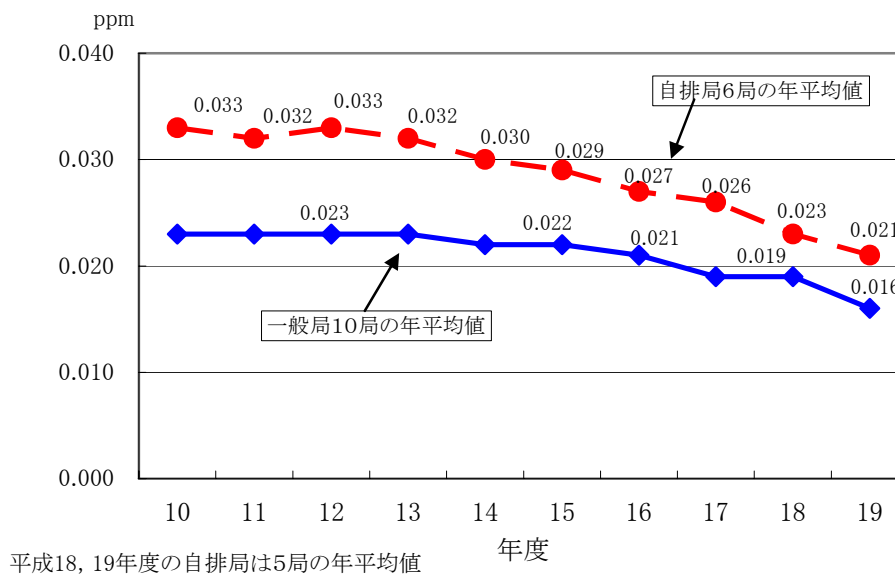
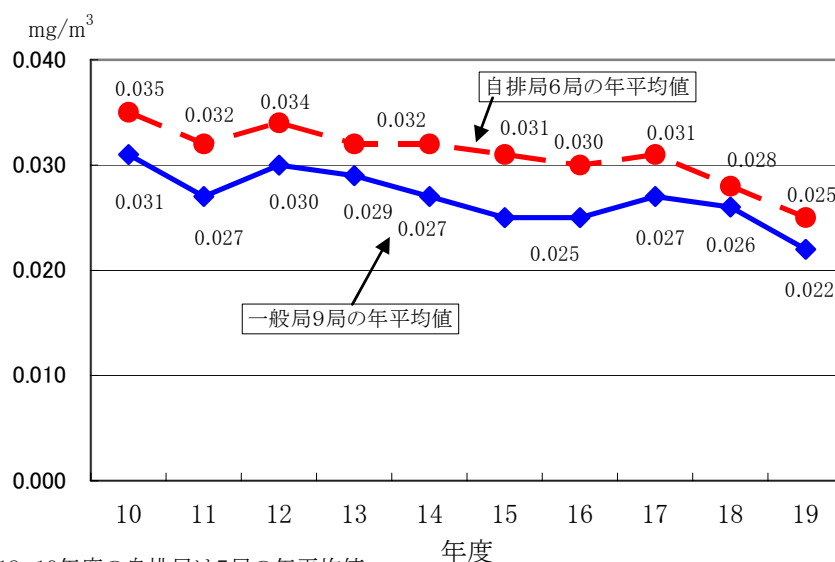
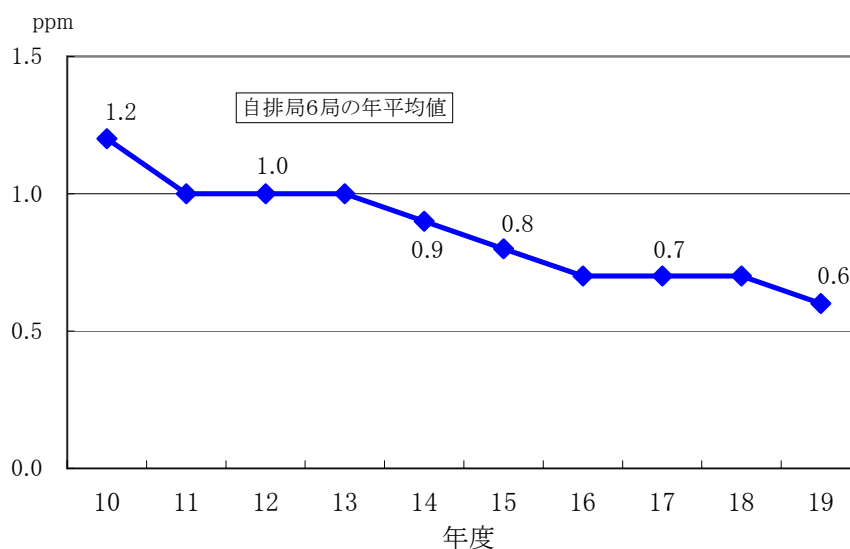


図3 浮遊粒子状物質 (SPM) 濃度の経年変化



平成18, 19年度の自排局は5局の年平均値

図4 一酸化炭素 (CO) 濃度の経年変化



平成18, 19年度の自排局は5局の年平均値

b 濃度の概況

過去10年間についてみると、ほぼ横ばい又は緩やかな改善傾向にある（図1～4）。平成19年度の環境基準の達成状況については、二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質及び一酸化炭素は全測定局で達成している。また、光化学オキシダントについては、一般環境大気測定局の全局で未達成となっている。

なお、環境基準の定めのない非メタン炭化水素、降下ばいじんについても測定、監視を行っている。

イ 大気汚染対策

ａ 硫黄酸化物対策

京都市大気汚染対策指導要綱に基づき排出量の抑制、小規模施設を含めた良質燃料使用の指導を行い、大規模な工場・事業場（以下、「工場等」という）と公害防止協定を締結している（平成 20 年 3 月末現在 142 工場等）。また、平成 19 年度には、大気汚染防止法、京都市大気汚染対策指導要綱に基づく立入調査を 311 工場等に対し行ったが、法令に違反する事例はなかった。

ｂ 窒素酸化物対策

窒素酸化物排出量の多い工場等への立入指導、自主点検報告の徹底を行い、良質燃料への転換や燃焼管理の適正化を推進している。

また、濃度が上昇する冬期における対策として、燃料管理の徹底や適正な暖房温度の設定等、窒素酸化物の排出量の低減について工場等に協力を呼びかけている。

ｃ 浮遊粒子状物質対策

ばい煙発生施設等固定発生源からのばいじん、粉じんについては、大気汚染防止法、京都府環境を守り育てる条例により排出抑制を指導している。浮遊粒子状物質の発生源は、ばいじん、粉じんの他にも土壌粒子の巻き上げ、自動車排出ガス及びそれらの反応生成物等があり、近年、環境中の濃度は穏やかな改善傾向にある。

ｄ 光化学スモッグ対策

「京都市光化学反応による大気汚染緊急時対策実施要領」に基づき、光化学スモッグ注意報発令時の周知方法、自動車運行自粛の協力要請、被害発生時の措置等を定め、対策を実施している。

なお、平成 19 年度は光化学スモッグ注意報の発令が 6 回あった。

ｅ 揮発性有機化合物対策

光化学スモッグ等の原因の 1 つである揮発性有機化合物(VOC)の排出規制を実施するため、平成 16 年に大気汚染防止法が改正され、平成 18 年度から VOC 排出施設の設置者に対し、届出及び排出基準の遵守等が義務付けられた。平成 19 年度は 7 工場への立入調査を実施し、排出基準の遵守状況の把握及び指導を行っている。

ｆ アスベスト対策

一般環境大気中のアスベスト濃度調査を毎年度実施しており 1.0 f / ℓ未満の濃度で推移している。

また、アスベスト製品製造施設等を設置する工場に対して、大気汚染防止法により、届出義務や敷地境界基準の遵守義務が規定されているが、本市では対象施設はない。

さらに同法では、建築物の解体等に伴うアスベスト飛散防止措置が規定されており、作業の届出時や立入調査時に作業基準の遵守を指導している。

(2) 水質汚濁

ア 水質汚濁の現状

ａ 河川水質常時監視

鴨川、高野川、宇治川、桂川、小畑川、清滝川、有栖川、天神川及び旧京北町域の弓削川の 9 河川に環境基準の類型指定がなされ、これら 9 河川と岩倉川等 8 河川に京都市環境保全基準を設定している。これらの河川を含めた 22 河川 42 地点について水質汚濁防止法に基づき河川水質の常時監視を行っている。

b 河川水質の概況

市内河川の水質汚濁（BOD：生物化学的酸素要求量）の状況は、鴨川・桂川等の主要河川で良好な水質が保たれているほか、近年、中小河川においても一部を除いて良好な水質となっている。

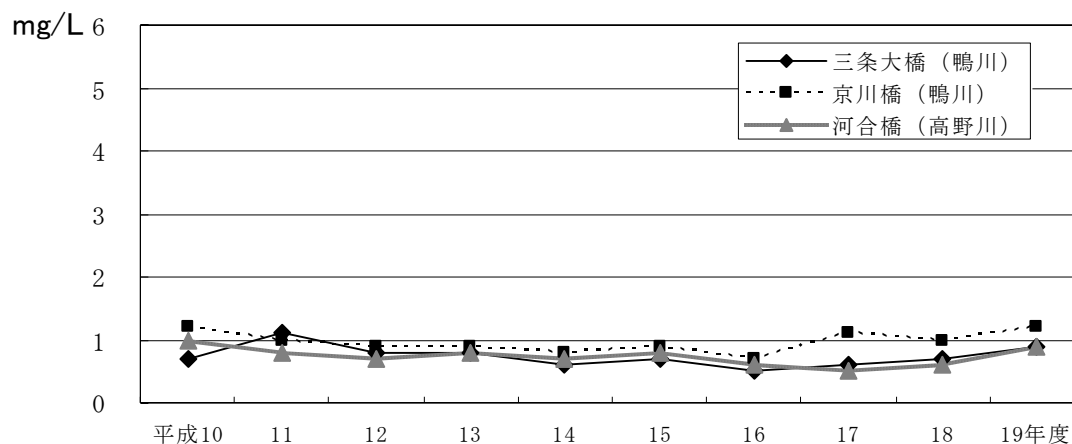
有機汚濁の代表的な水質指標であるBODで平成19年度の環境基準達成状況をみると、環境基準類型が当てはめられている26地点すべてで環境基準を達成している。

京都市環境保全基準の類型が当てはめられている37地点について、BODの京都市環境保全基準達成状況をみると、36地点で達成している。

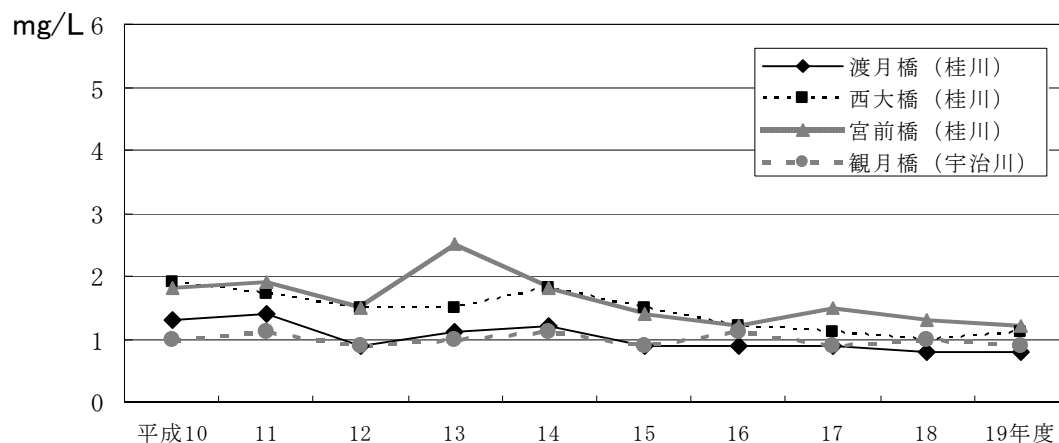
健康項目についても、全項目で環境基準及び京都市環境保全基準を達成している。

(図5 BOD年間平均値の経年変化図)

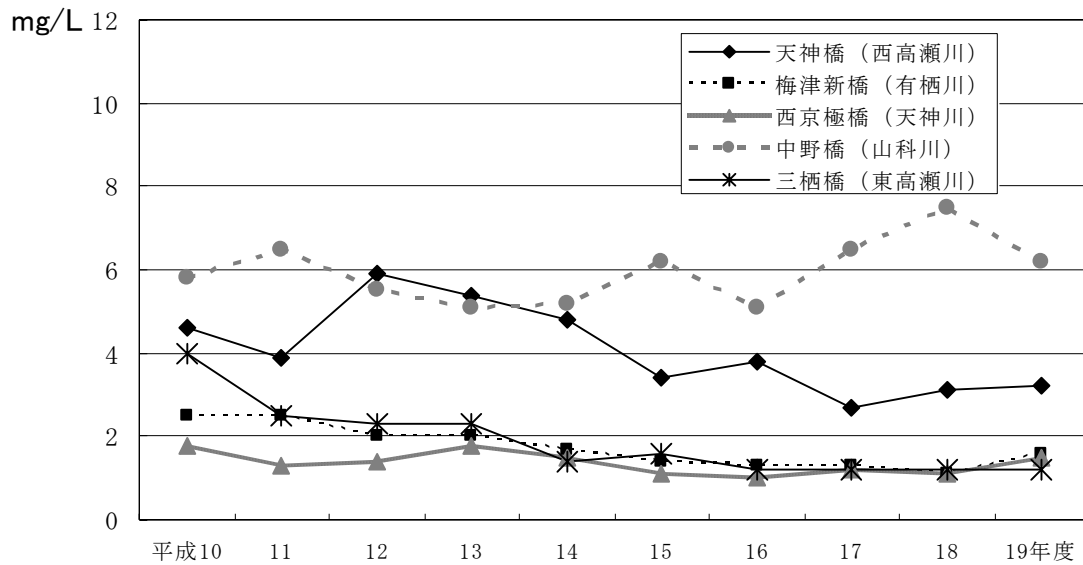
ア 鴨川・高野川



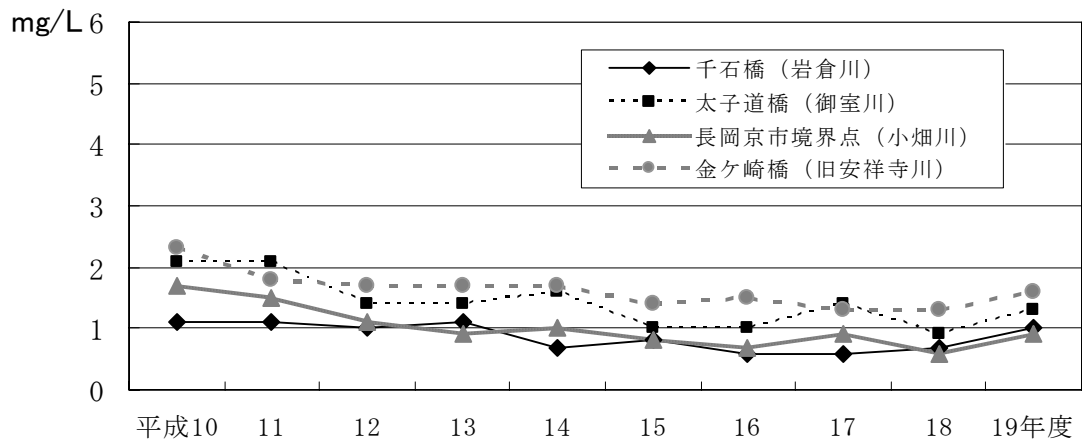
イ 桂川・宇治川



ウ その他の河川（都心部）



エ その他の河川（その他）



c 地下水質常時監視

昭和 58 年度からテトラクロロエチレン等の揮発性有機化合物等について地下水質調査を実施しており、水質汚濁防止法に地下水質の常時監視が規定された平成元年度からは、同法に基づき地下水質の常時監視を実施している。平成 19 年度は、揮発性有機化合物 10 項目、重金属等 9 項目及びその他 P C B 等 8 項目の合計 27 項目について、47 地点の井戸で調査を行った。

その結果、砒素 4 地点、テトラクロロエチレン 3 地点、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 1 地点、合計 8 地点の井戸で環境基準を超過している。

イ 水質汚濁対策

a 工場・事業場対策

平成 19 年度において、水質汚濁防止法及び瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく届出・許可工場等のうち、排水規制を受ける工場等に対し延べ 46 件の採水検査を行い、排水基準を超過していた 4 工場等について行政措置等を行った。

b 地下水汚染対策

平成元年度に水質汚濁防止法が改正され、トリクロロエチレンなどの有害物質の地下浸透の禁止、排水基準の設定等、地下水質の汚濁防止について、法的措置がなされたため、トリクロロエチレン等について工場等の排水検査を行うとともに、地下浸透防止に係る指導を行っている。

c 生活排水対策

生活排水による河川等の公共水域の水質汚濁を防止するため、平成元年から浄化槽の設置者に対し、補助金を交付している。平成 20 年度からは、補助金を増額し、より一層の設置促進を図っている。また、既設の浄化槽に対して、浄化槽法に基づき平成 19 年度は 521 施設に立入検査を実施し、維持管理の徹底について指導した。

d その他の対策

ゴルフ場における農薬について、市内 4 ゴルフ場の排出口における農薬の水質調査を「ゴルフ場使用農薬に係る暫定指針」に基づき、毎年度行っている。また、油流出等の河川水質異状時には発生源への指導を行うとともに、関係各局へ連絡調整を行い、迅速に対応している。

(3) 騒音、振動

ア 騒音・振動の現状

騒音は、直接人間の感覚を刺激し、休養や睡眠の妨害など日常生活に及ぼす影響が大きいことから毎年苦情件数の多くを占めており、平成 19 年度の市民からの苦情件数は 158 件と全苦情件数の 30%を占めている。主な発生源は建設作業や工場等からの騒音・振動であるが、近年は生活様式の多様化に伴い、深夜営業のカラオケ、拡声機による商業宣伝放送、エアコン、ピアノなどの家庭用機器や楽器による近隣騒音も増加している。

振動は、騒音と同じ発生源から騒音と同時に発生することが多いため、振動単独の苦情が少なく、平成 19 年度は 15 件である。

イ 騒音・振動対策

a 環境騒音調査

昭和 50 年から隔年で、全市的な騒音の実態をとらえる目的で環境騒音調査を行っている。平成 10 年 9 月「騒音に係る環境基準」の改正にともない、平成 11 年度からは毎年度市内 22 地点で環境騒音調査（24 時間測定）を行っている。平成 19 年度は 22 地点中 16 地点で昼夜間とも環境基準を達成している。

b 自動車騒音・道路交通振動調査

市内の主要な幹線道路沿道で、騒音規制法第 18 条に基づく自動車騒音の常時監視や道路交通振動測定を実施している。平成 19 年度は 35 地点で騒音振動測定を行った結果、評価対象戸数 42,737 戸のうち、38,394 戸（89.9%）で昼夜間とも騒音に係る環境基準を達成していた。また、関係機関に対し自動車騒音対策を講じるよう要望を行っている。

c 鉄道騒音・振動調査

新幹線による騒音の環境基準及び振動の指針値の達成状況等を把握するために、京都府からの委託業務として騒音及び振動の測定調査を実施している。平成 19 年度は 6 地点で測定を実施したが、騒音の環境基準の達成率は、12.5m 地点で 33%、25m 地点で 83%、50m 地点で 100%であった。

また、在来線鉄道についても、「在来鉄道の新設又は大規模改良に際しての騒音対策の指針」を参考に、騒音及び振動の測定調査を実施している。平成 19 年度は市内 1 路線 3 箇所測定を実施し、事業者に対して施設等の改善を申し入れた。

d 工場・事業場対策

騒音規制法、振動規制法、京都府環境を守り育てる条例に基づく規制対象施設を設置する工場等に対して、届出や規制基準の遵守について指導している。

また、規制を受けない工場等に対しても、本市独自の「公害防止事前相談・指導制度」により騒音公害等の未然防止に努めている。

e 近隣騒音対策

カラオケや屋外の資材、土砂置き場等の夜間騒音又は拡声機による騒音については、京都府環境を守り育てる条例に基づき使用又は音量制限を行うとともに、立入指導を行っている。また、飲食店営業許可申請や許可更新が必要な事業者については申請時をとらえ、営業者に対して未然防止のための啓発指導も併せて行っている。

エアコン等の家庭用機器やピアノ等の楽器による生活騒音は、法令等の規制対象外の騒音であるが、販売、取付業者に対して関係組合等を通じ、使用方法や使用時間、設置場所等、近隣騒音の未然防止に向けた指導、啓発を行っている。

f 建設作業騒音・振動対策

騒音規制法及び振動規制法に基づく特定建設作業の届出時には、騒音及び振動の未然防止のために必要な指導を行うとともに、作業現場への立入指導を行っている。

(4) 悪臭

ア 悪臭の現状

悪臭防止法に基づき、工場等から発生する悪臭物質の排出を規制するとともに、京都府環境を守り育てる条例に基づき、特定施設の届出を義務づけている。平成 19 年度の市民からの悪臭苦情件数は 173 件と全苦情件数の 32.5%を占め、本市では特に塗装工場等に対する苦情が多いが、悪臭公害の防止は、その技術的方法の多様化や多額の費用が必要なこと等から困難な場合が多い。

イ 悪臭防止対策

工場等の事業者に対して規制基準の遵守はもとより、規制対象以外の物質による悪臭苦情に対しても、生産工場の改善を含めた悪臭防止対策等を講じるよう指導している。

a 悪臭防止法による規制

悪臭防止法に基づき、アンモニア、メチルメルカプタン、アルデヒド類等 22 指定物質について、都市計画法に基づく都市計画区域内で規制している。平成 19 年度には、8 施設について、悪臭濃度測定を実施した。

b 要綱による臭気指数規制

悪臭の発生源を指導するため、平成 15 年 3 月に制定した「京都市悪臭防止対策指導要綱」により嗅覚測定を実施している。

(5) 土壌汚染

土壌汚染については、「農用地の土壌の汚染防止等に関する法律」（昭和 45 年法律第 139 号）により、農用地の土壌を対象に地域を指定して対策が図られてきた。（ただし、市内に対策地域はない。）

また、平成 3 年にカドミウム等 10 項目の一般土壌の汚染に係る環境基準が定められ、その後、テトラクロロエチレン、ふっ素、ほう素等が追加され、現在 27 項目について環境基準が定められている。

近年、市街地において再開発等に伴い、過去に蓄積した有害化学物質を含む土壌の存在が明らかになる事例が全国的に増加し、土壌汚染対策の法制化の機運が高まり、平成 14 年 5 月 29 日に土壌汚染対策法が公布され、平成 15 年 2 月 15 日に施行された。

土壌汚染対策法の施行に伴い、水質汚濁防止法に基づく特定有害物質使用特定施設設置事業者に対し、法の周知徹底を図るとともに、有害物質取扱工場等への監視指導を行っている。

平成 19 年度は、土壌汚染対策法に基づく調査について 3 件の報告を受けた。また、土壌汚染対策法の指定基準に適合しないとして 1 件を指定区域に指定し、その後、対策措置を完了したため解除した。

(6) 地盤沈下

地盤沈下状況を全市的に把握するため、昭和 48 年度から水準点を設置し、測量を行っている。

平成 6 年度以降は国土地理院における測量頻度に合わせて概ね 4～5 年に 1 回の頻度で測量を行い、平成 19 年度には、47 地点で水準点の測量を行っている。その結果、環境省が示す地盤沈下の目安である年間沈下量 1cm を超える地点はなく、全市的に見て著しい地盤沈下を生じている地域はなかった。

(7) 有害化学物質対策

ア ダイオキシン類対策

本市では、平成 11 年にダイオキシン類特別対策会議を設置し、ダイオキシン類対策の基本的な取組方針を策定するとともに、「京都市ダイオキシン類対策推進計画」に基づき、関係局が連携して、総合的かつ効果的なダイオキシン類対策を推進している。また、平成 10 年からダイオキシン類の一般環境を実施しており、ダイオキシン類対策特別措置法が施行された平成 12 年以降は、同法に基づき一般環境中の常時監視を行っている。

ａ 一般環境中のダイオキシン類調査（平成 19 年度）

＜大気調査＞

市内 9 地点で年 4 回調査を実施した結果は、 $0.0052 \sim 0.062 \text{ pg - TEQ} / \text{m}^3$ であり、9 地点とも大気に係る環境基準（年間平均値： $0.6 \text{ pg - TEQ} / \text{m}^3$ ）を達成している。

＜河川水質調査＞

市内 13 地点で年 2 回調査を実施した結果は、 $0.058 \sim 0.46 \text{ pg - TEQ} / \text{l}$ であり、水質に係る環境基準（年間平均値： $1 \text{ pg - TEQ} / \text{l}$ ）を達成している。

<河川底質調査>

市内 13 地点で年 1 回調査を実施した結果は、 $0.18 \sim 4.6 \text{ pg - TEQ/g}$ であり、底質に係る環境基準 (150 pg - TEQ/g) を達成している。

<地下水調査>

市内 9 地点で年 1 回調査を実施した結果は、 $0.061 \sim 0.066 \text{ pg - TEQ/l}$ であり、水質に係る環境基準 (1 pg - TEQ/l) を達成している。

<土壌調査>

一般環境 15 地点で年 1 回実施した結果、 $0.0042 \sim 12 \text{ pg - TEQ/g}$ であり、すべての地点で土壌に係る環境基準 ($1,000 \text{ pg - TEQ/g}$) を達成している。

b 発生源周辺地域におけるダイオキシン類調査（平成 19 年度）

大岩街道周辺地域における大気年 4 回及び土壌年 1 回について調査を実施した結果、大気は $0.065 \text{ pg - TEQ/m}^3$ 、土壌は 4.2 pg - TEQ/g であり、大気及び土壌に係る環境基準を達成している。

c 発生源対策

特定施設設置者に対し、「ダイオキシン類対策特別措置法」、「京都市小型焼却炉に係るばいじん及びダイオキシン類排出抑制指導要綱」に基づく指導や自主測定報告を徴収するとともに、廃棄物焼却炉等におけるダイオキシン類の排出ガス濃度測定を実施している。平成 19 年度は 8 施設について排出ガス測定を行った結果、すべて排出基準を下回っていた。

イ 有害大気汚染物質モニタリング調査

大気汚染防止法第 2 条第 13 項で「継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質で大気汚染の原因となるもの」として、平成 8 年 10 月に 22 物質の優先取組物質が設定され、平成 9 年 10 月から一般環境、固定発生源周辺及び沿道においてベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン等のモニタリング調査を実施している。平成 19 年度の測定物質は、一般環境については 19 物質、固定発生源周辺については 9 物質、沿道（2 地点）については 4～5 物質である。

環境基準が設定されているのは、ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタンの 4 物質であるが、調査を実施した全地点で環境基準を達成している。

ウ 内分泌かく乱化学物質（環境ホルモン）対策

環境省では、平成 10 年 5 月に策定した「環境ホルモン戦略計画 speed '98」に基づき、内分泌かく乱のおそれのある物質について、平成 10 年度以降環境中濃度の全国調査を実施するとともにリスク評価が進められており、既にノニルフェノール、4-オクチルフェノール、ビスフェノール A、o, p'-DDT に、魚類をメス化する環境ホルモン作用のあることが確認された。平成 17 年 3 月には「化学物質の内分泌かく乱作用に関する環境省の今後の対応方針について－EXTEND2005－」が発表され、環境中濃度調査の継続、ヒトその他生物種への影響評価等から新たな物質リストを作成することなどが示された。

本市では、平成 11 年にダイオキシン類特別対策会議を設置し、環境ホルモン対策の基本的な方針を全庁的に協議するとともに環境ホルモン特別対策専門部会を設置し、水に注目した環境状況の把握に努めることとし、市内河川における実態把握のための調査を実施している。平成 19 年度はノニルフェノール等 8 物質について、市内 7 河川 11 地点で水質調査を実施した。

エ 化学物質環境実態調査等

化学物質による環境汚染の未然防止や適切な化学物質対策の立案を目的として、環境省が化学物質の全国調査として継続実施している化学物質環境実態調査に参画し、平成 19 年度は DDT、クロルデン等 33 物質の河川水質調査、34 物質の底質調査及びアジピン酸等 3 物質の大気調査を実施した。

オ 化学物質の環境への排出量の把握等

事業者による化学物質の自主的な管理の改善を促進し、環境の保全上の支障を未然に防止することを目的とした「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」(PRTR法)により、平成 13 年 4 月から事業者による第一種指定化学物質の排出量等の把握が義務づけられている。平成 14 年度以降、毎年、事業者からの環境への排出量・移動量の届出の受理をはじめとする関連事務を開始し、平成 19 年度は、282 事業所から、112 物質(述べ 1,208 物質)について届出があった。

(8) 酸性雨対策

工場の排煙や自動車の排出ガスに含まれる硫黄酸化物や窒素酸化物といった大気汚染物質が、大気中で変化して雨に溶け、酸性の強い雨、いわゆる「酸性雨」となって降り、特に欧米諸国では深刻な環境問題となっている。

わが国においては、気候や土壌などの違いから現在のところ顕著な影響はないが、一般に酸性雨による影響は長い期間を経て現れると考えられているため、将来深刻な影響が出る恐れがある。また、国を超えて広域に影響を及ぼすものであり、特に今後、経済発展が予測される東アジアにおいて、酸性雨問題が益々深刻化する可能性があることから、国際的なモニタリング体制も強化されつつあり、国レベルの取組として、平成 15 年度には、長期モニタリング体制が整備され、本市においてもこれまで隔年に実施されていた陸水モニタリング調査が、毎年実施されることとなった。

本市においては、酸性雨の原因である硫黄酸化物や窒素酸化物の発生をできるだけ抑えるため、工場・事業所等に対する固定発生源対策及び自動車に対する移動発生源対策などを進めている。

これまで本市における pH の値は、測定開始当初から特に大きな変化はなく、平成 19 年度の年平均値は pH 4.6 であった。また環境省による酸性雨対策調査(平成 16 年度～平成 18 年度)では、地点別の年平均値 pH 4.6～pH 4.8 の範囲で、本市の値は概ね全国の平均的な値と同レベルのものとなっている。

(9) 公害防止事前相談

公害の発生を事前に防止するため、昭和 43 年 9 月から、工場等の公害発生源に対して、新築及び増改築前にその建築確認申請に基づき、公害防止対策面のチェック及び公害防止の指導を行っている。この公害防止事前相談制度は「京都方式」と呼ばれている。平成 19 年度は、99 件に対して指導を行った。

また、平成 2 年 6 月に「公害防止事前相談制度に係る緑化指導指針」を策定し、工場等に対し、公害防止事前相談と併せて、緑化指導を実施している。

(10) 公害苦情

公害苦情は、環境基本法に定義されている大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、悪臭、土壌汚染、地盤沈下の典型 7 公害のみならず、生活環境に係る公害を含め多岐にわたっているが、市民から寄せられる苦情に対しては、公害紛争処理法に基づき、その解決を図るよう努めている。

平成 19 年度の苦情 532 件を公害の種類別に見ると、悪臭が 173 件と最も多く、順に騒音 158 件、大気汚染 133 件、水質汚濁 45 件、振動 15 件、典型 7 公害以外 8 件となっている。

6 自動車公害対策

(1) 京都市自動車公害防止計画の推進

ア 京都市自動車公害防止計画

本市域における新しい自動車公害防止対策の指針として、平成 5 年 3 月に策定した旧計画に、まちづくりの視点から交通需要管理施策などを加え、平成 13 年 3 月に「京都市自動車公害防止計画～ひととまちにやさしいくるまエコプラン～」を策定し、関係行政機関、関係業界団体、事業者及び市民に対し理解と協力を求めながら各種対策の具体化に向けた取組を展開している。

＜計画の対象地域＞ 京都市全域

＜計画の期間＞ 平成 13 年度～22 年度

＜計画の目標＞

大気汚染…二酸化炭素、浮遊粒子状物質、二酸化硫黄、一酸化炭素についての
国の環境基準及び京都市環境保全基準

自動車騒音…国の環境基準及び京都市環境保全基準

道路交通振動…大部分の市民が日常生活において支障を感じない程度

二酸化炭素等の温室効果ガス…削減努力

イ 京都市自動車環境対策協議会

自動車公害問題は多岐にわたるため、その解決には本市の取組はもとより関係行政機関、関係業界団体などの理解と協力が不可欠であることから、平成 3 年 8 月京都市自動車公害防止協議会を設置し、自動車公害対策についての協議及び意見聴取を行っている（平成 19 年度開催状況 委員会 1 回）。

平成 20 年度、自動車に係る地球温暖化対策にも連携して取り組むこととし、名称を自動車環境対策協議会と変更している。

ウ 低公害車の導入促進及び普及啓発

天然ガス自動車やハイブリッド自動車の低公害車を公用車や市バスに導入し使用するとともに、各種行事における啓発及び環境調査などにも活用している。また、中小企業者への低公害車購入資金の融資制度及び中小運送事業者への天然ガス車リース料の一部補助制度を設けて普及に努めるとともに、都心部では配送車を中心に「環境にやさしい荷物の配送」のため、「京・^{みやこ}まちなかエコカー普及運動」を進めている。

エ 本市における低公害車等の率先導入

環境負担の少ない自動車を積極的に公用車に採用するため、平成 7 年 4 月から公用車購入車種指定制度を設け、排出ガスのより少ない車種の購入を進めてきた。

平成 20 年 7 月からは、「京都市公用車購入等に係る車種選定要綱」を制定し、公用車の購入等に当たっては、低公害車（電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車及びハイブリッド自動車）を中心に、自動車の種類、用途に応じ、可能な限り低排出ガス、低燃費のものとし、特に一般公用車（乗用車）にあつては、国で定める最も厳しい低排出ガス認定車及び政令指定都市で最も厳しい燃費基準（数値基準）に適合するものとした。

平成 19 年度末現在、本市公用車には、電気自動車 8 台、天然ガス自動車 53 台、ハイブリッド自動車 36 台、低排出ガスかつ低燃費車 322 台の合計 419 台の低公害車を導入するとともに、市バスにアイドリング・ストップバス 568 台を導入している。

さらに、廃食用油をバイオディーゼル燃料に精製し、平成 9 年 11 月からごみ収集車全車と一部の市バスで利用している。また、平成 14 年 3 月からは、市バスのディーゼル廃気微粒子除去装置（D P F）の装着を開始している。（平成 20 年 3 月末累計 64 台）。

オ 京阪神七府県市自動車排出ガス対策協議会

本市を含む京阪神六府県市では、平成 12 年 8 月に「京阪神六府県市低NO_x車普及促進協議会」を改組して「京阪神六府県市自動車排出ガス対策協議会」を設立し、市販されている自動車の中でもNO_x及び粒子状物質等の排出量の少ない自動車を「LEV-7」として指定し、ステッカー、小冊子、ホームページ等により、その普及促進を図っている。

(2) 運輸部門における地球温暖化対策

ア エコドライブ（アイドリング・ストップ）普及促進

平成 8 年度から、不必要なアイドリングの停止を普及・啓発する「アイドリング・ストップ運動」を展開している。市営観光駐車場、百貨店駐車場などで啓発活動を実施するとともに、平成 19 年度からは市民向けのエコドライブ教室の実施、広く市民にエコドライブの実践と普及を進めるための「京エコドライバーズ」宣言の登録制度を創設し、登録の拡大を図っている。（目標：22 年度末 60,000 名）平成 20 年度からは、事業所を対象として新たに創設した「エコドライブ推進事業所」の登録拡大を図り、エコドライブのさらなる普及を行っている。（目標：22 年度末 1,000 事業所）

イ 京都市都心部（まちなか）グリーン配送推進協議会

事業者の自主的なグリーン配送を推進することを目的として、職と住が複合する職住共存地区を含んだ市中心部において、商店街振興組合等の事業者団体及び商工会議所等の関係団体で構成する「京都市都心部（まちなか）グリーン配送推進協議会」を平成 16 年 1 月に設立し、エコドライブの推進、配送の効率化の推進、環境への負荷の少ない自動車の導入等を推進している。

平成 16 年 11 月には、「エコドライブ推進者認定制度」を創設し、平成 20 年 3 月末までに、21 回の研修会を開催し、719 名をエコドライブ推進者として認定した。また、平成 17 年度から、「京・まちなかエコカー普及運動」を推進している。

7 普及啓発

(1) 京都環境賞

市民の自主的な環境保全活動を推進するため、地球温暖化の防止や循環型社会の形成をはじめとする環境保全に関する活動を先進的・斬新な手法等により実践している個人または団体を顕彰する表彰制度を実施している。

(2) 環境月間(6月)の取組

環境保全の重要性を認識し、環境保全活動の契機とするため、各種事業を実践している。

事業名	内 容
環境活動交流会 エコロジーコンサート 6/24	京都市環境保全活動センターでの取組 廃品を利用して作った楽器を使ったコンサート。 ＜参加者：131名＞
みんなでエコドライブ・キャンペーン&コンサートの実施 6/7・8	J R 京都駅前広場で自動車環境対策協議会の協力のもと『みんなでエコドライブ・キャンペーン&コンサート』を実施した（消防音楽隊&カラーガード隊協力）。 ＜普及啓発（チラシ配布数）：3,000枚＞ ＜エコドライバーズ宣言者：117名＞
市役所前フリーマ 6/10	市役所前広場において、市民参加によるフリーマーケットを行った。 ＜参加者：約2万人＞
世界の京都・まちの美化市民総行動美化啓発キャンペーン 6/3	四条河原町交差点四隅等に分散し、関係団体と連携して街頭啓発活動を実施した。 ＜参加者：約150人＞
環境美化行動 （市役所全局及び市民により実施） 6月中	友・遊・美化パスポート事業（市民参加で京都駅、御池通の美化活動）をはじめ、市内各所で一斉清掃やビラの配布等のキャンペーン活動を行った。 ＜延べ参加者：約25,500人＞ ＜収集ごみ量：約26t＞
広報，啓発 6月中	広報発表，市民しんぶん，ポスター，ちらし，物品等による啓発を実施した。 ＜ポスター配布：11,000枚＞ ＜チラシ配布：21,000枚＞

(3) 京都市環境情報の発行

市民・事業者に対し、本市に環境施策等を周知するための広報媒体として、「京都市環境情報」を年3回程度発行している。